

## 千葉市と三井不動産株式会社及び三井不動産レジデンシャル株式会社の 包括的な連携によるまちづくりの推進に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）、三井不動産株式会社（以下「乙」という。）及び三井不動産レジデンシャル株式会社（以下「丙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が包括的に連携し、これまで培ってきたまちづくりに関するノウハウを相互に活用することにより、人口減少、少子・超高齢化、環境問題等の社会経済情勢の変化に対応するとともに地域に安全で安心して住み続けられる環境づくりを進め、甲の目指すまちの個性である「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支えあうまち」、「訪れてみたい、住んでみたいまち」の実現に資することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）既成市街地における拠点機能の整備・向上に関する事項
- （2）都市防災機能の向上と災害時における対応に関する事項
- （3）ICTを活用したまちづくりの推進に関する事項
- （4）高齢者、子育て世帯等に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （5）環境に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （6）経済活性化に貢献するまちづくりの推進に関する事項
- （7）地域コミュニティづくりに配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （8）その他甲、乙及び丙が必要と認める事項

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙及び丙が合意の上、決定する。

### （守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年6月13日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区中央1丁目11番1号  
三井不動産株式会社千葉支店

支店長 河合淳也

丙 千葉市中央区中央1丁目11番1号  
三井不動産レジデンシャル株式会社

執行役員千葉支店長 河合淳也